介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

1年間（毎年8月1日～翌7月31日）の介護保険と各医療保険の両方の自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超える部分について払い戻しを行う制度です。

〈払戻し手続きの流れ〉

市町村が交付する自己負担額証明書を添えて、加入する医療保険者に申請します。

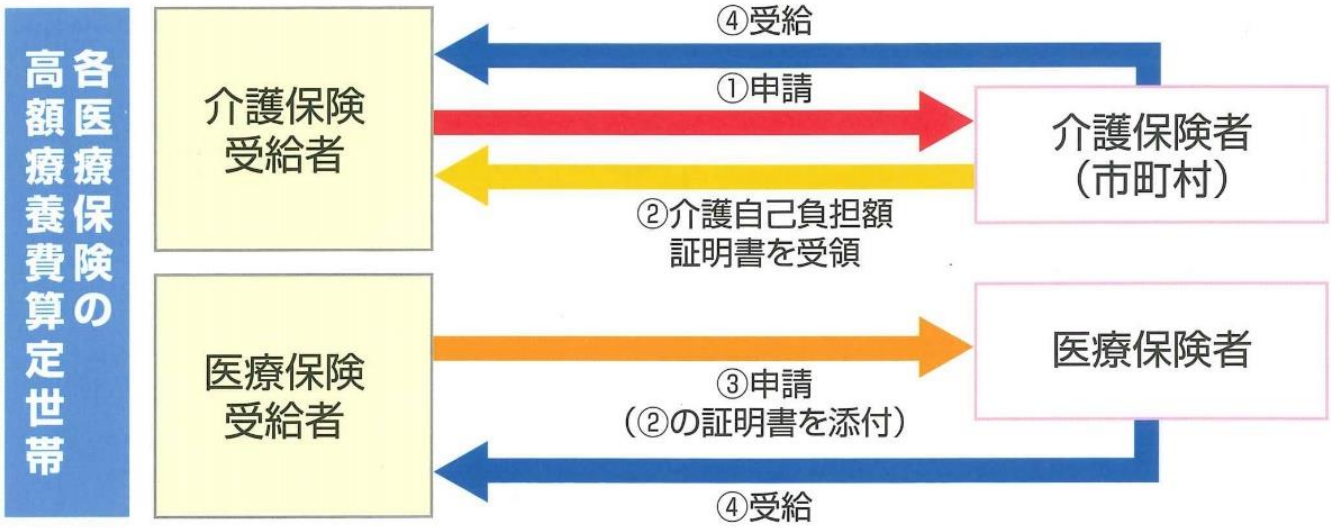

〈自己負担限度額〉

所得区分		75歳以上の者がいる世帯 後期高齢者医療制度＋介護保険	70～74歳の者がいる世帯 被用者保険または国民健康保険＋介護保険
現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円	212万円
現役並み所得者	課税所得380万円以上	141万円	141万円
現役並み所得者	課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般		56万円	56万円
低所得者（住民税非課税世帯）	Ⅱ（Ⅰ以外）	31万円	31万円
低所得者（住民税非課税世帯）	Ⅰ（年金収入80万円以下等）	19万円	19万円

国民健康保険における所得区分	70歳未満の者がいる世帯 被用者保険または国民健康保険＋介護保険
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円